

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月11日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第15号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表（第1条、第2条関係）		別表（第1条、第2条関係）	
機関	職員	機関	職員
本庁	略	本庁	略
	知事部局(出納局を含む。)		知事部局(出納局を含む。)
	本部長 理事 最高情報統括監 危機管理・報道監 医療統括監 国際戦略統括監 企業立地統括監 部長 会計管理者 副本部長 総括政策監 新型インフルエンザ対策総括監 消費者行政総括監 がん対策総括監 歯科医療総括監 企業立地総括監 雇用対策総括監 人材育成総括監 副部長 企画・経営グループ長 出納局長 課長 センター長 政策監 粒子線治療推進監 <u>国際戦略推進監</u> <u>I L C 推進監</u> 有田焼創業400年事業推進監 副課長 副センター長 人事担当の係長(企画・経営グループ) 秘書担当の係長		本部長 理事 最高情報統括監 危機管理・報道監 医療統括監 国際戦略統括監 企業立地統括監 部長 会計管理者 副本部長 総括政策監 新型インフルエンザ対策総括監 消費者行政総括監 がん対策総括監 歯科医療総括監 企業立地総括監 雇用対策総括監 人材育成総括監 副部長 企画・経営グループ長 出納局長 課長 センター長 政策監 <u>ユニバーサルデザイン推進監</u> 粒子線治療推進監 有田焼創業400年事業推進監 <u>コスメティック構想推進監</u> <u>国際戦略推進監</u> <u>観光戦略推進監</u> 副課長 副センター

改正前			改正後		
		(秘書課) 法制担当の係長(法務課) 人事、給与、サービス、職員団体又は厚生福利担当の係長(職員課) 人事、給与若しくはサービス担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の主査、副主査及び主事(職員課)			長 人事担当の係長(企画・経営グループ) 秘書担当の係長(秘書課) 法制担当の係長(法務課) 人事、給与、サービス、職員団体又は厚生福利担当の係長(職員課) 人事、給与若しくはサービス担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の主査、副主査及び主事(職員課)
	略			略	
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。